

こども・女性支援課
判定課・一時保護室
(児 童 相 談 部 門)

I 児童相談部門の概要

1 概要

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子どもおよびその家族等を援助することを目的とし、18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる相談に応じている。

また、相談援助活動を展開するにあたっては、常に子どもの最善の利益・福祉を追求している。

電 話 0776-24-5138
付置施設 一時保護所 定員 16名

2 所管地域

福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市
永平寺町 池田町 南越前町 越前町

3 沿革

| | |
|--------------|---|
| 昭和 11 年 5 月 | 「県立少年指導相談所」（児童相談所の前身）を福井市月見町（福井赤十字病院構内）に開所 |
| 昭和 23 年 5 月 | 「福井県中央児童相談所」を福井市尾上上町（現在の松本 4 丁目）に開所 |
| 昭和 29 年 4 月 | 中央児童相談所を福井市松本 4 丁目に新築移転 |
| 昭和 40 年 5 月 | 精神薄弱者更生相談所が中央児童相談所に併設される。 |
| 昭和 42 年 4 月 | 中央児童相談所、総務課、相談判定課の 2 課制となる。 |
| 昭和 48 年 4 月 | 中央児童相談所、総務課、相談課、判定課の 3 課制となる。 |
| 昭和 51 年 11 月 | 福井市光陽 2 丁目 3 番 36 号 総合福祉センター「若越あかりの園」に中央児童相談所を新築移転 |
| 昭和 57 年 4 月 | 機構改革により、福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」として中央児童相談所ほか 6 機関（施設）を統合する。 |
| 平成 4 年 4 月 | 「福井県総合福祉相談所」に名称変更 |
| 平成 26 年 4 月 | 機構改革により、精神保健福祉センターを福井県総合福祉相談所に移転、障害者に関する県の相談機関を一元化し、児童相談課と女性相談課をこども・女性支援課として統合する。 |
| 令和 2 年 4 月 | 児童虐待の対応機能を強化するため、こども・女性支援課は、緊急対応グループ、在宅支援グループ、社会的養育グループ、女性グループの 4 グループ制となる。 |

4 職員構成

R3.4.1 現在

| 職 種 | 専 任 | 兼 務 | 嘱託・会計年 度任用職員 | 合 計 |
|---------------------|---------|-----|-----------------|-----|
| 所 長 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 次 長 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| スーパーバイザー | (児童福祉司) | 2 | 0 | 2 |
| 児童福祉司 | 18 | 1 | 0 | 19 |
| 児童心理司 | 9 | 1 | 0 | 10 |
| 保健師 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 警察官 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 教 員 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 精神科医 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 相談員 (子ども虐待防止相談員) | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 児童指導員 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 保育士 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| 小児科医 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 一時保護所生活指導員 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 一時保護補助員 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 栄養士 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 庶務関係職員 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| その他の職員 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 計 | 34 | 10 | 18 | 62 |

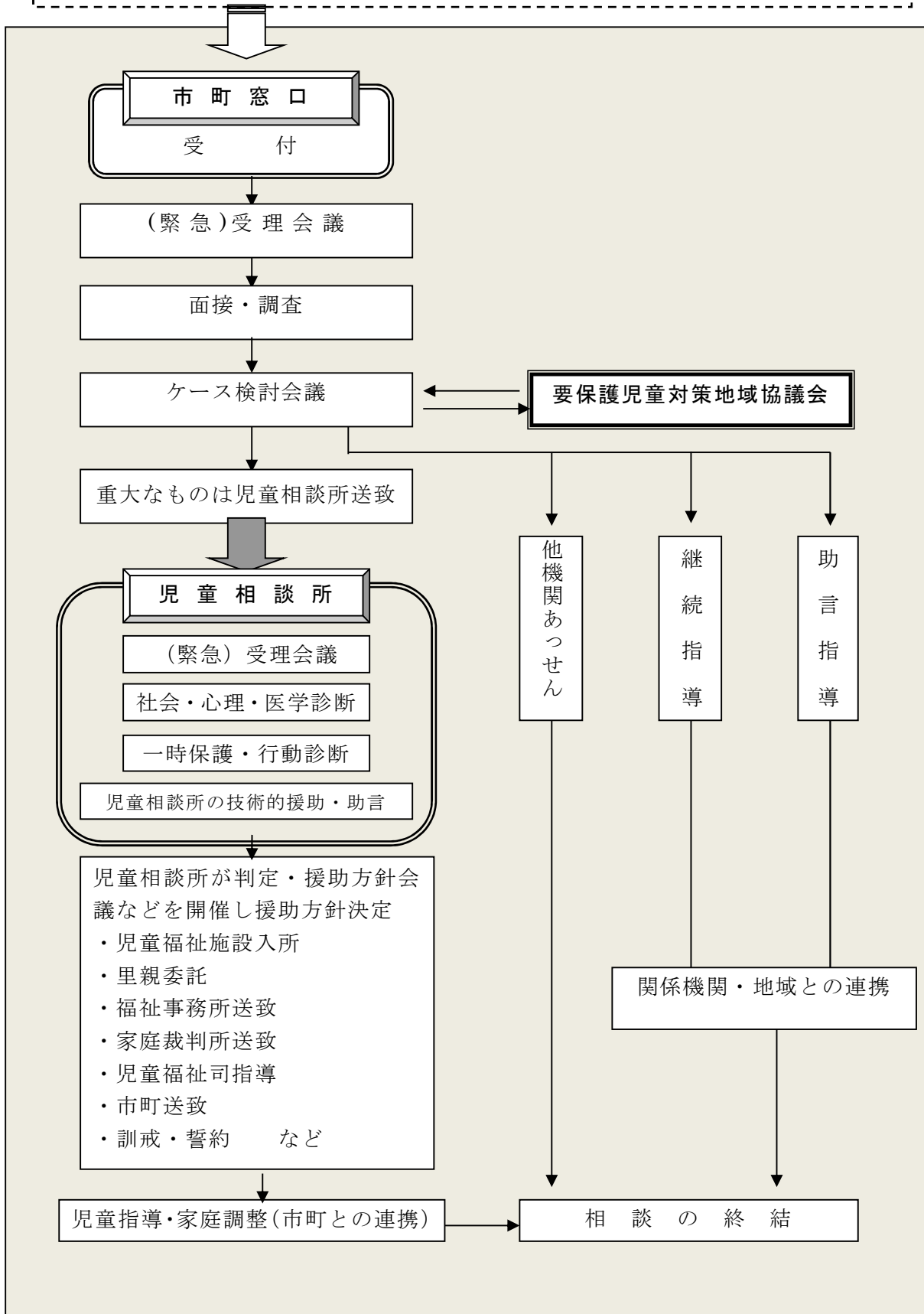
※所長は、障害者相談部門、女性相談部門を兼務

その他の職員（3名）の内訳

- ・ 学習指導協力員 2名
- ・ 被虐待心理対応強化職員 1名

5 児童相談のながれ

- ・一般住民
- ・健康福祉センター
- ・保育所
- ・児童委員
- ・児童福祉施設
- ・学校・医療機関
- ・警察
- ・その他の関係機関



6 児童相談の種類と内容

| | | |
|------------------|---------|--|
| 養 護 相 談 | 児童虐待相談 | <p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。殴る、蹴る、叩く、食事を与えない、戸外に締め込め、首を絞める、激しく揺さぶるなど</p> <p>(2) 性的虐待 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。子どもへの性交、性的行為、子どもの性器を触る、または子どもに性器を触らせるなどの性的行為、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体にするなど</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもの意思に反して学校等に登校させない、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）、適切な食事を与えない、同居人等が不適切な関わりを行っているのにそれを放置するなど</p> |
| | その他の相談 | 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難。迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談 |
| 保 健 相 談 | 保 健 相 談 | 低体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談 |

| | | |
|------------------|-----------|--|
| 障 害 相 談 | 肢体不自由相談 | 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談 |
| | 視聴覚障害相談 | 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視覚や聴覚に障害のある子どもに関する相談 |
| | 言語発達障害等相談 | 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある子ども、言語発達遅滞のある子ども等に関する相談 |
| | 重症心身障害相談 | 重症心身障害のある子どもに関する相談 |
| | 知的障害相談 | 知的障害のある子どもに関する相談 |
| | 発達障害相談 | 自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談 |
| 非 行 相 談 | ぐ犯等相談 | 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などのぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談 |
| | 触法行為等相談 | 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談 |
| 育 成 相 談 | 性格行動相談 | 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談 |
| | 不登校相談 | 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談 |
| | 適性相談 | 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談 |
| | 育児・しつけ相談 | 家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談 |
| その他の相談 | | 上記のいずれにも該当しない相談 |

7 関係機関との連携

| 関係機関 | 主な連携事項 |
|---|---|
| 健康福祉センター(福祉課) 市福祉事務所 町役場 | <ul style="list-style-type: none"> ・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第 27 条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施を要する子どもの通知 ・児童福祉に関する企画・広報等 ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童福祉に関する相談、指導等 |
| 健康福祉センター (地域保健課) 市町保健センター | <ul style="list-style-type: none"> ・1 歳 6 か月児及び 3 歳児に係る精神発達面における事後指導等 ・保健、衛生上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報 |
| 児童委員・主任児童委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委託、指導措置 ・要保護児童の通告、その他の協力 |
| 児童家庭支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・指導措置 ・要保護児童の通告 |
| 児童福祉施設等、里親 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項 |
| 保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施に関する事項 |
| 家庭裁判所 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査委託、援助・協力依頼 |
| 学校・教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・通告、相談、就学指導委員会 |
| 警察 | <ul style="list-style-type: none"> ・触法少年の送致、触法少年及びぐ犯少年の通告、棄児、虐待を受けた子ども等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・医学的治療の依頼、虐待を受けた子どもの通告等 |
| 総合福祉相談所 (女性相談部門) | <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力被害者の子どもの通告等 |
| 民間団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースにおける見守りや支援など |
| その他の機関：公共職業安定所・障害者職業センター・精神保健福祉センター・ 社会福祉協議会・少年サポートセンター・総合福祉相談所(障がい者支援課) など | |

8 児童福祉施設等入所状況および施設一覧

(1) 現在措置している児童福祉施設

令和3年3月31日現在

| | 県内の児童福祉施設の 入所人員 | | | | 県外の児童福祉施設の 入所人員 | | |
|----------------|--------------------|------|----|---------------|--------------------|------|----|
| | 現員 | 総合福祉 | 敦賀 | 県外からの 措置児童 | 現員 | 総合福祉 | 敦賀 |
| | | | | | | | |
| 乳児院 | 25 | 18 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 児童養護施設 | 160 | 108 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 児童自立支援 施設 | 8 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 児童心理治療 施設 | | | | | 1 | 1 | 0 |
| 福祉型障害児 入所施設 | 14 | 9 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 医療型障害児 入所施設 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定発達支援 医療機関 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(措置児童数を計上)

(2) 現在委託している県内の里親

令和3年3月31日現在

| 種別 | 里親登録数 | 委託児童数 | | 県外からの委託 (児童数) |
|----|-------|-------|----|------------------|
| | | 総合 | 敦賀 | |
| 里親 | 126 | 32 | 8 | 3 |

9 主要事業の概要

総合福祉相談所（児童相談部門）および敦賀児童相談所では、通常の相談、判定、一時保護業務のほかに種々の事業に取り組んでいる。令和2年度の主要事業の概要は以下のとおりである。

（1）児童虐待対応カウンセリング強化事業（総合福祉相談所のみ）

児童虐待への対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んでいるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した指導や支援も求められている。

児童虐待を行う保護者自身が、虐待を受けた体験などによる心の問題を抱えている場合もある。そのため、児童福祉司、児童心理司などによる助言指導に加え、精神科医師の協力を得て、保護者へのカウンセリングなどを行い、児童虐待の再発防止を図っている。

（2）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもたちとの野外活動を通じて、集中的な関わりを持ち、より深く子どもを理解し、心理治療の効果を高めることを目的に行う事業である。

小集団での野外活動を経験した子どもたちは、一人ひとりが大切にされた治療構造の中でのびのびと過ごせるようになり、未知のことにチャレンジをして自信を得たり、自分自身の価値に気づいたりする等、自己肯定感の高まりがみられる。

| | 日時 | 場所 | 参加児童数 | S V |
|---------|--------|------------------------|-------|-----|
| 総合福祉相談所 | R2.8.7 | ・福井県立芦原青年の家 | 4人 | — |
| 敦賀児童相談所 | R2.8.7 | ・溪流の里 ・森と暮らすどんぐり倶楽部 | 4人 | — |

(3) 家族療法スーパーバイザー招聘研修

児童相談所は、地域支援の機関としてより高度の専門性を確保し、職員の資質向上を図ることが求められている。また、近年、児童虐待ケースやひとり親家庭、ステップファミリーなどが増加し、家族全体を支援対象としたアプローチがますます重要となっている。このため、所外からスーパーバイザーを招き、家庭相談員などさまざまな関係職員の研修も兼ねて、家族療法や家族支援について学ぶ研修会を開催している。

総合福祉相談所

| | 講師 | テーマ | 参加者 |
|-----------------------------------|---|--|-------------------|
| 第1回 (R2. 8. 28) 感染拡大防止のため中止 | 社会福祉法人桜友会 子ども家庭支援センターとも センター長 井上 直美 先生 | ・家族と協働してアセスメントとプランニングに取り組む～緊急安全計画づくり～ ・虐待事例 | 相談所職員 事例関係機関職員 |
| 第2回 (R2. 12. 7) オンライン | 名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 河野 荘子 教授 | ・性加害をおこなった児童へのアセスメントと支援方法 ・性格行動事例 ・虞犯行為等事例 | 同上 |
| 第3回 (R3. 2. 19) | 福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 准教授 | ・性格行動事例 ・性格行動事例 | 同上 |

敦賀児童相談所

| | 講師 | テーマ | 参加者 |
|---------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 第1回 (R2. 9. 10) | 福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 准教授 | ・虐待事例 ・性格行動事例 | 相談所職員 事例関係機関職員 |
| 第2回 (R2. 10. 26) | 甲子園大学 心理学部 安村 直己 教授 | ・家族臨床における自己愛の問題 ・家庭環境事例 ・非行事例 | 同上 |
| 第3回 (R3. 2. 17) | 福井大学 子どものこころの発達研究センター 森本 武志 准教授 | ・子どものトラウマの見立てと支援について ・虐待事例 | 同上 |

(5) 里親を対象とした研修・トレーニング

里親制度とは、何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育し、子どもの健全な育成を図るものである。

児童福祉法に定義されており、里親の種類は、養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の4種別がある。

「養育里親」とは、保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども（以下、要保護児童という。）を養育する里親として認定を受けた者である。

「専門里親」とは、養育里親であって、要保護児童のうち児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行のあるもしくは非行に結び付くおそれのある行動をする子ども、障害のある子どものうち特に支援が必要と認めたものを養育する里親として認定を受けた者である。

「養子縁組里親」とは、要保護児童を養育することおよび養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

「親族里親」とは、要保護児童の扶養義務者（民法第877条第1項に定める扶養義務者）およびその配偶者である親族であり、両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態（虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や、精神疾患により養育できない場合も含まれる）となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童を養育する里親として認定を受けた者である。

里親養育支援を行う児童相談所は、里親委託率の向上や1人でも多くの要保護児童に対し質の高い里親養育を実現するため、制度の普及啓発や登録里親への研修・トレーニングに取り組んでいるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、里親等研修会は中止とした。令和3年度からは制度の普及啓発や登録里親への研修・トレーニング等を里親養育包括支援（フォスタリング）機関に委託し、夜間や休日の開催回数を増やすなど柔軟に取り組んでいる。

里親制度説明会

| | 開催回数 | 参加人数 | 開催場所 |
|---------|------|------|------------------------------|
| 総合福祉相談所 | 7回 | 計43名 | 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市 |
| 敦賀児童相談所 | 6回 | 計34名 | 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 |

(6) 市町職員児童虐待防止研修会

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町が児童家庭相談の一義的な窓口となり、相談を受けることとなった。また、平成28年には児童福祉法の改正がなされ、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策をさらに充実させるため、市町および児童相談所の体制強化が求められている。そこで、これらに携わる職員のより一層の資質向上を図るため、市町担当職員の経験等に応じ、専門講師を招聘して児童虐待相談対応への段階別研修を実施している。

ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町児童虐待防止研修会は中止となっている。これを踏まえて、令和3年度はオンラインで研修を開催予定である。

(7) 24時間・365日児童相談事業

深刻化する児童虐待問題等に24時間・365日迅速に対応するため、通常業務における児童相談のほか、平成17年度より総合福祉相談所に専任の相談員（子ども虐待防止相談員）を配置し、子どもの健全育成や児童虐待防止のための相談や通告を受けている。

(8) 法的対応相談事業

児童虐待等のケースについて、福井弁護士会所属弁護士から助言を受け、法的に適正な対応の確保に努めている。また現職の警察官を配置し、警察との連携強化等を進めている。

(ア) 研修会

児童福祉施設入所の承認や親権停止など家庭裁判所に申し立てるための法的手続きについて弁護士を講師とした研修会を開催している。

(イ) ケース相談・対応

一時保護や施設入所などの援助方針を決める会議（毎週開催）において、法的な立場から助言を受ける。保護者への対応や児童の面接等について随時相談している。

職権一時保護などの緊急の場合、立ち入り調査時の法的な手続きや保護者への説明について弁護士から助言を受け、また弁護士が実際に立ち会うなどしており、子どもの安全確保を最優先に迅速・適正な対応に努めている。

10 市町等（学校・保育所を含む）との連携および援助

平成 17 年 4 月からの児童福祉法改正に伴い、市町が行う児童家庭相談への後方支援が児童相談所の重要な役割の一つとなっている。このため、家庭、地域に対する相談援助活動の企画及びその実施を市町等の関係機関と連携しつつ、下記の事業などで積極的に援助を行っている。

| 関係機関との連携・援助(名称等) | |
|------------------|----------------------------------|
| 1 | 市町後方支援事業の実施（市町児童家庭相談担当者への助言・指導等） |
| 2 | ふれあい保育推進事業への協力（障害児保育に関すること） |
| 3 | 要保護児童対策地域協議会への出席 |
| 4 | 虐待等要保護児童・処遇困難事例検討会への出席 |
| 5 | 民生児童委員研修会等の講師として出席 |
| 6 | 生徒指導主事連絡会への出席 |
| 7 | 就学指導委員会・判定会への出席 |

11 その他の連携

虐待等で処遇困難な事例については、前述の市町関係機関との連携のほか、警察、県健康福祉センター等の協力を得て問題解決を図っている。また、警察との連絡会議の実施や育児不安サポート事業への協力も行っている。